

第4回町議会定例会

一 小解体工事契約など30件を議決

第4回町議会定例会が6月8日(金)から6月12日(火)までの5日間の日程で開催されました。今回の定例会では、報告18件、議案11件、諮問1件の合計30件の議案が議決されました。

報告、諮問含む30件を議決

ここでは、今回の議会で審議された内容をお知らせします。

町議会定例会が開催され、報告や諮問を含む30件の議案が議決されました。提出された議案は、平成24年度一般会計及び各特別会計補正予算の専決処分した事件



の承認、条例の一部を改正する条例の制定、専決処分した事件の承認など報告18件、平成24年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算など議案11件、人権擁護委員の推薦につき意見を求める諮問1件でした。

一般会計に4億3,551万円を補正

今回の定例会では、専決処分された平成24年度一般会計補正予算の第1号が提出されました。これは、国から採択された復興交付金事業関係の予算を補正したもので、1,500万円が増額されました。また、提出された第2号の補正予算は、約4億2,051万円を増額するもので、災害廃棄物処理委託料2億8,983万円、復興交付金採択による基金積み立て4,436万

円、除染業務委託料1,000万円が主なものです。2回の補正予算の財源については、3億2,252万円は、国や県の補助金で、残りの1億1,299万円は町債や基金からの繰入などを充てることとなります。今回の補正予算により平成24年度の一般会計の予算総額は75億4,551万円となりました。

固定資産評価委員に斉藤さん、人権擁護委員に高島さん

今回の議会で、議会の同意により、固定資産評価審査委員会委員として斉藤栄治さん(岡ノ内)が選任されました。斉藤さんの任期は、平成24年7月1日からの3年間です。また、議会の同意により高島民子さん(本町)が人権擁護委員に選任されました。

※専決処分とは、本来議会の議決決定を受けなければならない案件について、地方自治法の規定に基づいて、議会の議決前に町長が処理することです。専決処分した案件は、次の議会に報告しなければならないものです。

町長説明要旨

東日本大震災の発生からまもなく1年3か月が経過しようとしております。本町は東日本大震災により甚大な被害を受けました。町としても、応急から復旧へこれまで全力で取り組んで参りましたが、今後も復旧から復興・再生へ向け、最優先課題として取り組む覚悟であります。

行から50周年の記念の年であることから、各種の記念事業を行うと共に、10月17日には鳥見山体育館において記念式典を挙行することといたしました。昨年の水稲の作付けは、震災の影響により2割程度の作付けでしたが、今年の一部地域を除いて作付けが行われました。また、田んぼアート事業については、関係者の協力を得て田植えが終了しました。災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災

害廃棄物の処分・整理業務を委託し早期の処分に努めてまいります。第一小学校校舎改築事業については、新校舎の概要がまとまりましたので、現在、実施設計業務と関連の地質調査・測量設計業務を進めています。原子力災害対策に関しましては、平成24年4月1日付けで放射能の除染や町民の健康管理などを総合的かつ迅速に行うため、新たに総務課内に原子力災害対策室を設置し、2名の専任職員を配置したところであります。

町制施行50周年記念 休日(日曜日) 議会開催

6月10日(日)、鏡石町議会において、休日(日曜日)議会が開催されました。休日(日曜日)議会は、町制施行50周年記念として、鏡石町で初めて行われるもので、町民のみならずの議会傍聴の機会を容易にするとともに、議会への関心を高める趣旨で開催されました。



▲多くの傍聴者の前で質問をする議員

議会の冒頭では、渡辺定己議長が「町制施行50周年を記念し、開かれた議会を指して休日議会を開催しました。関係者各位にはご協力いただきありがとうございます」とあいさつをしました。当日は、一般質問が行われ、古川文雄議員、木原秀男議員、長田守弘議員、小林政次議員、菊地洋議員、円谷寛議員、畑幸一議員、今泉文克議員の8名が登壇し、東京電力福島第一原発事故による放射能問題や東日本大震災関連への対応、町第5次総合計画などについての質問が行われました。なお、町議会では、今回の休日(日曜日)議会のため傍聴席を追加しましたが、開場前から多くの傍聴希望者が列をつくり、入りきれない人は1階玄関ロビーに設置されたモニターテレビでの傍聴となりました。議会を傍聴した町民のみならず、自分たちが選出した議員の質問を真剣に聞いていました。

国民健康保険税の 税率が変わりました

国民健康保険(国保)は、加入者の医療費にあてるため、国などからの補助金や加入者が負担する国保税により運営されている制度です。ここでは、今年度の国保税についてお知らせします。

国保税の税率を改正

国保税は、加入者のみならず公平に負担していただくため、別表の区分により①所得割、②資産割、③均等割(被保険者数)④平等割(世帯)から世帯毎に毎年計算されます。その合計額が年間の国保税(合計額が限度額を超えたときは限度額)となります。

国保加入者数はやや減少傾向にありますが、医療費が増えていることから、別表のとおり税率等を改正しました。

今回の改正では加入者の負担増をできるだけ抑えるた

め、国保基金を活用しました。国保事業の安定した財政運営のためご理解をお願いします。

特定健診を受診しましょう

医療費が増えると国保の財政が厳しくなり、納めていただく国保税も増えることとなります。町の特定健診などを積極的に受診するなどして早期発見、早期治療に努めましょう。

滞納はいけません

国保を円滑に運営するためには国保税の納期限内の納付が重要です。国保税を納めない「短期保険証」や医療費をいったん全額自己負担しなければならぬ「資格証明書」が発行されます。昨今の雇用や経済情勢の悪

別表 国保税率の改正内容

区分	医療分・後期高齢者支援金分				介護分(40歳以上65歳未満の方のみ)				
	24年度	内 訳		23年度	対前年比	24年度	23年度	対前年比	
		医療給付分	後期高齢者支援金分						
課税の限度額	65万円	51万円	14万円	65万円	—	課税の限度額	12万円	12万円	—
①所得割	11.25%	9.05%	2.20%	10.68%	0.57%	①所得割	2.50%	2.35%	0.15%
②資産割	13.00%	7.00%	6.00%	16.45%	△3.45%	②資産割	2.00%	2.50%	△0.50%
③均等割	33,100円	26,000円	7,100円	31,950円	1,150円	③均等割	8,200円	8,200円	—
④平等割	26,300円	20,000円	6,300円	24,900円	1,400円	④平等割	6,500円	6,500円	—

化により国保税の納入が困難な方は滞納額が増えないよう必ずご相談ください。
◎問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114